

————— 本号で公布された主な条例のあらまし ————

◇新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例（新潟県条例第1号）

1 事務の配分の変更

公立大学法人評価委員会に関する事務を知事政策局から総務管理部へ移管することとしました。（第7条関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県社会文化施設等整備基金条例等を廃止する条例（新潟県条例第3号）

1 基金の廃止

財源対策的基金を整理し、新潟県財政調整基金に統合するため、次の基金を廃止することとしました。

(1) 新潟県社会文化施設等整備基金

(2) 新潟県美術品取得基金

(3) 新潟県土地改良負担金総合償還対策基金

(4) 新潟県地域福祉基金

2 施行期日

この条例は、令和2年3月31日から施行することとしました。

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第4号）

1 豚熱予防注射に係る手数料等の納入方法の変更

豚熱予防注射に係る手数料等の納入方法を簡素化するため、証紙による納入から納入通知書による納入に変更することとしました。（第5条関係）

2 砂利採取業務主任者試験手数料の改正

砂利採取業務主任者試験手数料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。（別表関係）

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例（新潟県条例第6号）

1 知事等の損害賠償責任の限度額に関する規定の整備

地方自治法の改正に伴い、知事や職員等の県に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責することとしました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第7号）

1 失職の例外規定の改正

職務遂行中の過失による事故について、一定の条件の下に失職しないものとすることとしました。（第5条関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第8号）

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

(1) 新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額を改正することとしました。（第1条関係）

(2) 新潟県人事委員会の勧告に基づき、行政職給料表4級及び公安職給料表5級について、8号給増設することとしました。（第2条関係）

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係

(1) 新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額を改正することとしました。（第3条関係）

- (2) 新潟県人事委員会の勧告に基づき、行政職給料表4級について、8号給増設することとしました。(第4条関係)
- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正関係  
教員特殊業務手当のうち部活動指導業務について、手当の額等を改正することとしました。(第5条関係)
- 4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係  
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額を改正することとしました。(第6条関係)
- 5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係  
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額を改正することとしました。(第7条関係)
- 6 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第9号）

- 1 職員を派遣することができる団体の追加  
職員を派遣することができる団体に社会福祉法人愛宕福祉会及び地方税共同機構を追加することとしました。(第2条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第10号）

- 1 給与の臨時の削減措置の実施  
現下の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与の臨時削減に加え、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間、その他の一般職の給与の臨時の削減を実施することとしました。(第3条及び第4条関係)
- (1) 課長級職員（所属長を除く。）  
給料、管理職手当、期末手当及び勤勉手当 100分の5減額
- (2) 部長級職員及び課長級職員以外の一般職  
ア 行政職3級以上及びこれに相当する職員  
給料 100分の2.5減額（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間は100分の2減額）  
期末手当及び勤勉手当 100分の3減額  
イ 行政職2級以下及びこれに相当する職員  
給料 100分の1.5減額  
期末手当及び勤勉手当 100分の3減額
- 2 施行期日  
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に関する条例（新潟県条例第12号）

- 1 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に関する規定の整備  
地方独立行政法人法の改正により、地方独立行政法人の役員等の当該地方独立行政法人に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該役員等が負う賠償責任額から、条例で定める額を控除して得た額を限度として免除できることとされたことから、この額を定めることとしました。
- 2 施行期日  
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県統計調査条例の一部を改正する条例（新潟県条例第13号）

- 1 統計法の改正を踏まえた規定の整備  
統計法の改正を踏まえて、調査票情報の適正管理及び罰則に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県県税条例の一部を改正する条例（新潟県条例第14号）

1 法人の事業税の税率の改正

令和2年度税制改正に伴い、法人の事業税の税率を改めることとしました。(第31条及び附則第17条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第15号）

1 会計年度任用職員に係る公務災害補償の補償基礎額に関する規定の整備

地方自治法の改正に伴い、一部の会計年度任用職員に係る公務災害補償の補償基礎額の算定方法について、常勤職員の平均給与額の例によることとしました。(第5条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第17号）

1 浄化槽保守点検業者の遵守事項

浄化槽保守点検業者は、営業所に置いた全ての浄化槽管理士に対し、登録の有効期間ごとに、規則で定める研修を受けさせなければならないこととしました。(第10条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（新潟県条例第20号）

1 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

社会福祉法の改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めることとしました。(第3条～第5条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第21号）

1 財政安定化基金拠出率の変更

財政安定化基金拠出率を1,000分の0.38とすることとしました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県小児医療機能強化基金条例（新潟県条例第22号）

1 基金の設置

県内における小児医療の機能の強化を図るため、新潟県小児医療機能強化基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第24号）

1 特定医療施設等の追加

返還の債務の当然免除の要件となる特定医療施設等に、特別養護老人ホームを追加することとしました。(第7条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第25号）

1 修学資金の臨時特別貸与枠の廃止

修学資金の臨時特別貸与枠を廃止することとしました。(第2条及び第3条関係)

2 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成32年3月31日から令和8年3月31日に見直すこととしました。(附則第3項関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第29号）

1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成32年3月31日から令和5年3月31日に見直すこととしました。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県景観条例（新潟県条例第30号）

1 目的

この条例は、景観法の規定に基づく景観計画の策定等について必要な事項を定めるとともに、良好な景観の形成に関する施策を講ずることにより、県民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現及び県民はもとより本県を訪れる人にとっても魅力ある県土の形成に寄与することを目的とすることとしました。（第1条関係）

2 景観重要区域の設定

知事は、景観計画区域内において、広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域等を、景観重要区域として景観計画に定めることができることとしました。（第5条関係）

3 審議会の設置

この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県景観審議会を置くこととしました。（第20条関係）

4 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和2年12月1日から施行することとしました。

◇新潟県営住宅条例の一部を改正する条例（新潟県条例第31号）

1 入居条件等の見直し

単身者の入居の促進を図るため、県営住宅の入居条件について、同居する親族があること等の条件を見直すとともに、単身者が入居することができる県営住宅の規格に係る要件を廃止することとしました。（第6条及び第8条関係）

2 県営住宅の指定

県営住宅の一部を、同居する親族等がある者及び特に居住の安定を図る必要がある者を入居させるものとして指定できることとしました。（第8条関係）

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。